2026年、観光立国から観光先進国へ

焦点 2026

観光業界のキーワード

温泉文化

登録へ、さらなる機運醸成を

国の文化審議会は11月28日、「温泉文化」をユネスコの無形文化遺産への新規提案候補に選定した。「神楽」も同時に選定し、「ユネスコによる審査の優先順位を『神楽』『温泉文化』の順とする」とした。神楽は2028年、温泉文化は30年に審査の上、登録の可否が決まる見込みだ。登録を目指す温泉・観光団体は最短とされる28年の登録を目指し、活動を進めていたが、国内の候補に無事選定されたことを素直に喜びたい。

無形文化遺産への登録は、日本では08年の「能楽」「人形浄瑠璃文楽」「歌舞伎」を皮切りに、24年の「伝統的酒造り」まで、23件が登録されている。日本からの登録は諸外国に比べて件数が多いため2年に1件とされ、次の登録は26年。既に「書道」が候補として決定している。神楽はその次、温泉文化はさらにその次の候補となる。

温泉文化のユネスコ登録への機運が高まったのは19年6月25日。日本温泉協会の会員総会で会員提出議題として温泉文化のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す議案が全会一致で承認された。

以降、22年11月11日は自民党、公明党の国会議員が「『温泉文化』ユネスコ無形文化遺産登録推進議員連盟」、同年11月21日は17道県が「『温泉文化』ユネスコ無形文化遺産登録を応援する知事の会」を設立。23年4月24日は全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本温泉協会、日本旅館協会が民間の推進組織として「『温泉文化』ユネスコ無形文化遺産全国推進協議会」を設立した。

協議会は候補への選定、登録に向けて機運を高める運動を展開。100万筆を目標とした署名活動を進め、リアルとオンライン合わせてこれまでに約67万筆を集めた。

昨年7月29日はユネスコへの登録に必要な温泉文化の「保存団体」として「『温泉文化』国民会議」が発足。同じく登録に必要とされる温泉文化の「定義」も有識者により定められた。

今後は国が今年3月までにユネスコ事務局へ提案書を提出。30年12月ごろ、ユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会で審査の上、登録の可否が決まる見込みだ。

協議会の青柳正規会長は「当協議会としては、登録に向けて引き続き国内外の機運を高めてまいります」とコメント。登録を確かなものにするために、関係する団体、事業者は、さらなる機運醸成と、その文化的価値をさらに高める努力が必要だ。【森田淳】

ポスト大阪・関西万博

レガシー生かし「次なる観光ビッグバン」に備えよ

昨年の一大注目トピックであった「大阪・関西万博」。閉幕に向け尻上がりに関心が高まり、関係者含め2900万人超が来場。閉幕以後も、パビリオンや展示内容の国内外への移設、活用などのニュースが断続的に伝えられている。万博で使用した設備などのリユース・マッチングを行う「万博サーキュラーマーケットミャク市！」などの取り組みも、SDGsを掲げた万博の閉幕後の取り組みとして着目したいところだ。

万博に向けて、大阪市内などでは駅施設の改修や案内サインの整備が進み、外資系ブランドホテルも次々開業。大阪中心部は驚くほど明るくなり活気が生まれた。JRや私鉄が連携して整備した周遊促進アプリ「KANSAI Mas」や、官民による「関西広域デジタルマップ」、産学連携コンソーシアムなども創出された。いずれも「大阪・関西万博」のレガシー（遺産）であり、今後も有効に活用したい。

一方で反省すべきことも「レガシー」として捉え、今後に生かすことが必要だ。東京オリンピックに続くナショナルイベントとして、官民挙げて取り組む立て付けであったこの万博だが、残念ながら向き合い方も取り組み方も、地域や事業者によって差があったことは否定できない。東京オリンピック同様に、ネガティブ情報に引っ張られ、取り組みが後手に回った感はなかったか。「来場外国人向けにファムツアーなどを仕掛ければよかった」「今後を見据え、各国との交流機会を作るべきだった」など、反省すべき点は枚挙にいとまがない。

現在、国は2030年に訪日外客数6千万人、消費額15兆円を目標に掲げている。昨年開かれた近畿運輸局主催のポスト万博に関するシンポジウムで、橋爪紳也・大阪公立大学特別教授は、30年を「次の観光ビッグバンの年」と位置付け、「5年後に観光客が今の倍近くになる状況を考えて、バックキャストで今から準備、投資する必要がある」と指摘した。30年には大阪・夢洲での統合型リゾート（IR）開業もある。ターゲットである高付加価値型旅行を求める層は、地方への関心を高めており、IR開業は地域の一トピックにとどまらない。

5年後の未来に向け、われわれはまた、ネガティブな思考回路のまま旧来通りを続けるのか、あるいは千載一遇のチャンスと捉え、準備を始めるのか。万博のレガシーを生かし、決断、行動したい。【小林茉莉】

観光立国

「住んでよし」地域支える政策を

観光庁は、新しい観光立国推進基本計画（以下、基本計画）の策定を進めている。基本計画は国の観光政策を示す中期計画で、現在、策定中の計画は第5次となり、対象期間は2026～30年度。有識者で構成する交通政策審議会観光分科会で議論しており、3月ごろに国土交通相に答申、閣議決定を目指している。

第5次基本計画の策定に向けて、特に重視されているのが、「インバウンドの受け入れと住民生活の質の確保との両立」というテーマだ。背景には、過度の混雑やマナー違反といったオーバーツーリズムに対する社会の厳しい視線、あるいは、規制・管理の強化を伴う外国人政策の見直しといった政治の動きがある。

第5次基本計画の策定に関して観光庁の村田茂樹長官は過去の会見で、「インバウンドの受け入れをわが国の経済成長や地域活性化につなげていくことの意義に加え、さらなる受け入れに向けた国民の理解を得ることが重要であり、そのためにインバウンドの受け入れと国民生活の両立のための施策の徹底や、地方誘客のより一層の促進等により、観光の持続可能性を高める必要がある」とした。

インバウンド4千万人時代を迎える中、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を基本理念とした「観光立国」政策は、その意義を社会に改めて認めてもらう必要性にせまられている。観光立国推進基本法の施行から19年、「住んでよし」の部分に関しては、多くの課題があるということだ。

今の状況は、オーバーツーリズム対策が後手に回ったというだけではない。訪日外国人旅行者の滞在先が大都市部などに偏る一方で、旅行消費を通じた恩恵は地方部、全国津々浦々には十分及んでいない。少子高齢化、人口減少が進む地域にあって、「観光立国」政策による「住んでよし」の実現は道半ばといえる。

自動車産業に次ぐ水準に成長した輸出産業としてのインバウンドの重要性、恵まれた文化・自然資源を背景とした観光産業の成長性に疑う余地はない。求められているのは、地域の経済を潤し、地域の暮らしを豊かにする地域本位の「観光立国」政策の推進だろう。

観光立国の旗を降ろす必要はまったくない。成果を上げてきた「訪れてよし」の政策にとどまらず、「訪れてよし」が「住んでよし」につながるよう、人材育成、財源確保、制度設計において地域を支える政策の立案、推進に重きを置くべきだ。国・地方、政官民の知見を集めて、真の観光立国を実現したい。【向野悟】

民泊

トラブル解消へ、法見直し必要

訪日外国人の増加に伴い宿泊施設が逼迫するなかで、宿泊希望者の受け皿となっていた民泊。最近はトラブルが相次ぎ厳しい目が注がれており、その在り方が問われている。

ホテルの宿泊費高騰もあってか、最近では外国人ばかりではなく、日本人旅行者の中にも民泊を利用する人が増えてきているようだ。民泊は宿泊施設の新たな形態として一定の役割を果たしているが、利用者による騒音やごみ出しなどを巡って近隣住民とのトラブルもまた目立っている。

「帰った後はそこらじゅうにごみが散乱し、後片付けが大変。ごみも勝手に出し、近隣の人から苦情が出た」と話す貴し手もいる。ルールを守るよう呼び掛けているが、なかなか徹底しない。身勝手な振る舞いは一部の利用者に過ぎないのだが…。

東京都豊島区では民泊規制を厳しくする条例が成立、12月16日から適用された。条例では、営業期間を「これまでの年180日から120日に減らすとともに、事業者への罰則規定を定め、違反した場合、5万円以下の過料を科す。

また、神奈川県鎌倉市は、民泊を始める事業者らに向けたガイドラインを作った。事前相談、周辺住民への事前周知、自治会に緊急連絡先を伝えるなどして、トラブルの未然防止を呼び掛けている。民泊のごみは事業ごみにあたり、家庭ごみの集積所に出すと不法投棄になるとも警告していろうか。【内井高弘】

京都市内には民泊に反対するのぼり旗も

午年